

テオデリッヒのイタリア支配

鈴木 成 高

序 説

民族移動期に於ける多數族民國家の中でも、イタリアの東ゴート王國は夙くから學者によつて重要視せられて來た。然し乍ら、常識化せられた *Katastrophenheorie* の影響をば吾人が完全に克復しない限りは、テオデリッヒのイタリア支配が古代・中世轉換期諸事象の上に立つ眞意義の理解は、依然満足な域に達し難い様に思はれるのである。

所謂彼の文治主義や其の支配が有つローマ的性質を以て、宛ら一般移動期の諸事實に對する例外的現象なるかの如く説き、東ゴート王國をば僑餘族民國家に對して異質的存在であるかの如く取り扱ふことの謬りなるは最早や絮説するまでもなからうと思ふ。又テオデリッヒの支配の下に保持せられたあらゆるローマ的なるものが、ランゴバルドの支配の下に喪はれたことは慥かに事實として肯定しなればならぬけれども、イタリアに於ける民族置換の事實と、ゲルマニ族民國家に於けるローマ的性質なる一般的問題とは自ら別問題でなければならぬ。東ゴート王國の全意義は、嘗てなされた如く古代傳統の一時、的留保に於いて強調せらるべきであらうか。較る古代世界帝國が、西歐的新民族

國家社會への分裂轉形過程の認識の上に横はる種々なる共通問題をば、最も典型的な形に於いて提示するところに於いて、此の王國の重要性を認めることこそ、最近の移動期研究の趨勢に順應せる進歩的な見解であると言ふべきでなからうか。¹⁾ヴンダリズムやサクク・オブ・ロームなる言葉が最早舊時代の歴史家の修辭に過ぎないで、古代中世の直線的連續が種々の方面から指證せられ、轉換期の諸事象をばローマニ・バルバーリの相互關係に於いて叙說せんとする見方が益々深められつゝある時に於いて、テオデリッヒの支配をば特異的現象として孤立せしむることは甚だ不合理であると謂はざるを得ない。史料に亘しいブルグンドや西ゴートのフェデラーチイ國家が屬州上に於ける帝國との關係、オドアケルの支配が如何なる性質のものであつたか、ゲルマニ族民國家に通有する二重組織の理解、ローマ化せられた族民の性質、諸族民國家支配者が當面した多くの統治上の共通問題、是等は東ゴート王國の研究によつて闡明せられ、或は類推的に或は對蹠的に多大の光明を投せられるものである。東ゴート其者は國家としての存在の期間最も短かく、其の支配は歷史上恒久的成果を齎さなかつたとは雖へ、是が研究は彼等の歴史的役割以上の大なる意味を有つものと言はなければならぬのである。

次に注意しなければならないことは、從來東ゴートの研究に當つて、四九三年から五五〇年に至る間の此の族民國家の歴史が屢々全く一様に取り扱はれ、其の間に於ける國家の性質の變化が閑却せら

れ勝ちであつたことである。此の、前後に於ける本質的な相異が深く研究せられなかつた爲に叙説が極めて一面的に流れ、國家のローマ的一面のみが皮相的に誇張せられ、族民國家の全的なる理解が尠からず碍げられたことは争はれない事實である。是れはギボン其の他多くの大家と言はれる人々が陥つた誤謬で、彼等はローマを *stoutly* するその態度、心持を以てテオデリッヒの支配を *stoutly* したのである。此の點に逸早く着眼したのは、ゲルマン民族史の泰斗フェリクス・ドーン (Felix Dohn) であつた。東ゴートの國家組織と帝國に對する關係とは、テオデリッヒ及びそのアマリー家 (Amali) 後繼者と、非アマリー支配者との間に於いて、全く正反對の性質を示して居るのである。テオデリッヒを主題とする本篇は自然此の國家のローマ的性質が多く問題とせられざるを得ない。筆者が此の點を特に強調して置く必要を感ずる所以である。

(1) Bury: *Invasion of Europe by the Barbarians*, p. 206

(2) Dahn: *Könige der Germanen* Bd. III S. 257

—

テオデリッヒのイタリア支配に關する諸問題の中で、最も旺んに議論せられたのは言ふまでもなく彼の王權 (Königtum) の本質に關する論議である。ゲルマニ諸王權の一般に關しては、既にランケ派史學の内に於いて、ワイツ (Georg Waitz)、シーベル (Heinrich von Sybel) 兩大家の正反對の學說

の歴史的對立があり、ドブシュ(Alfons Dopsch)は兩説を調和することにより、最近此の問題に對して氏一流の解決を試みた¹⁾。吾が植村博士が昨年出版せられた遺篇の中に於いてドブシュ説を批判して是に修正を加へられたことは人の知る如くである²⁾。私が茲に検討せんとする東ゴート王權の問題も、勿論此のゲルマニ王權一般論と分離するものでない。然し乍らテオデリッヒの國家は、セナートゥスやバトリキウスをはじめ、インペラトールを除いたあらゆる帝國の制度並びに行政機關が些末の變化もなく現實に存續して依然その機能を繼續したイタリア本國をば直接に繼承したのであるから、ガリヤやヒスバニアなど屬州の上に建設せられた爾餘の族民國家とは事情に於いて異なるものがあり、此の國に於ける王權の發達は多くのフェデラーチイ國家と一括して論斷し得ない特殊の問題を含むものと考へなければならぬ。

ダーンの名著 *Könige der Germanen* は尠くともテオデリッヒの治世に關しては最も裕かな學識を示す著述であると私は考へるのであるが、氏によればテオデリッヒがイタリアに獲得したところの王權なるものは、漂遊時代父祖傳來のゴート始源王權 (*Urkönigtum*) の繼續發展であることが主張せられて居る。ゴート民族はゲルマニ諸族の中でも、最も強力な王權を有ち、帝國との接觸の久しい歴史の間に次第に集權的 (*intensiv*) 傾向を取りつゝあつたのである。夫れは勿論ゲルマニ的自由を超越した專制的王權ではなかつたけれども、高貴なるアマリー家の血によつて永く代表せられ、その歴史は

民族の始源の中に秘められて居る。アマリー家の至上權の由來を究めることは、他の族民、例へば西ゴートのバルチー (Balchi)、ワンドルのアスデンギー (Asdingi)、フランクのメロウキングに於けると同様、殆んど不可能の問題に屬し、フイツの様な制度史の權威でさへも、是を不可測なる神祕の世界に趁ひ遣つたのである。テオデリッヒがゴート王位に登つたのは彼の父チウヂミル (Thiudimir) の指名に基いて血統を以てアマリーの王位を襲いだものであるが、此の場合即位は尙ほ族民會議の承認を必要としたことはヨルダネスのゴート史が *Thiudimer..... vocatis Gothis Theodoricum filium regni sui designat heredem* ³⁾ と記述して居るによつて知られる。即ちアマリーの王權はテオデリッヒの即位當時に於いても尙ほ完全なる世襲でなく、族民の自由が王權に優越して居つたことが認められるのである。此の原始ゲルマニ的制限王權と、テオデリッヒがイタリアの征服を終へて、ゴート及び非ゴート分散族民と、並びにイタリアのローマ住民とを包括する二重若しくは三重の複合國家の上に立つた王權とは、如何なる關係に立つものであらうか。是は問題の中心でなければならぬ。是に對する回答は肯定と否定、有關係と無關係の二つである。ダーン説が前者を代表するとせば、後者を主張するものは有名なるジーベル説である。

茲に奇異なる問題が横はる。それはアノニムス・ワレシアヌス (*Anonymus Valesianus*) ⁴⁾ が傳へて居る、四九三年即ちオドアケルの討伐後、テオデリッヒがイタリアに於いてゴート人によつて「王」^{レックス}と宣

布せられた即位事實である。夫れは次の如く述べられて居る。

Theoderich hatte an Zeno den Faustus Niger als Gesandten geschickt. Da er nun den Tod jenes erfuhr, und ehe die Gesandtschaft zurückkam, Ravenna genommen und Odoaker getödtet hatte, so riefen die Gothen ihn zum König aus, ohne die Bestätigung des neuen Kaisers abzuwarten.⁵⁾

即ちオドアケルの討伐が略完成に近付いた時テオデリッヒはビザンツ皇帝に使節を派遣した此の使節は恐らくイタリアに於けるテオデリッヒの地位をば何等かの形に於いて承認せらるゝことを目的としたのであらう。然るに此の時彼はゼノ帝の死を知ると共に、オドアケルも死に、ラヴェンナも奪取せられたので、ビザンツよりの返答を待たずして、ゴート人達はテオデリッヒを彼等の王と宣したのである。(sibi confuwerunt rex Gotorum)

此の事實が果して、東ゴート王權の發生を意味するものであるならば、夫れはヨルダネスの記述する即位事實と矛盾し、又ビザンツ側の史料プロコピウスがイタリア侵入前のゴート族を記述するに當つて Ihr König war Theoderich と述べて居る事と撞着するものでなければならぬ。

本來テオデリッヒはゴート族團を統率してイリ、クム州に漂遊した時、ゼノ帝の委囑を受け *magister militum praesentalis* の資格の下に「纂奪者」オドアケルの討伐に向つた。之より先彼は既にローマのバトリキウス (patricius) であり、コンスルの官職をも受けて居つた様である。⁷⁾ ジーベルの主張す

る如く彼がイタリアに入つたのがローマの一官吏としての資格に於いてあり、軍率の集團を率ゐて帝國に奉仕する傭兵隊長の一人に過ぎぬものであつたならば、彼は實質上「篡奪者」オドアケルと擇ぶところなく、唯後者は皇帝の命に反し、前者は皇帝の命を奉じたと言ふ形式上の相異が見出されるに過ぎないのである。

ダーンはオドアケルとテオデリッヒとの間の本質的なる相異を述べて Der grosse Unterschied der gothischen Kolonie von allen ähnlichen früheren Verhältnissen liegt eben darin, dass die Goten nicht nur ein Haufe von Soldknechten, dass sie ein Volk waren, das nicht nur weib und Kind und Habe, das seine sitte, sein Recht, seine Verfassung in Krieg und Frieden, das vor allem sein altes Königtum und damit das lebendige Symbol seiner Nationalität mit nach Italien gebracht hatte...と説いて居る。プロコピウスも亦ダーンの上述の見解を略々裏書するものゝ如くに Theoderich schlag den Weg nach Italien ein, mit ihm das ganze Volk der Gothen : auf Wagen führt erste Weiber, Kinder und all ihre bewegliche Habe mit sich. と記述して居る。

ダーンが自明の事實として敢へて吟味しなかつたところのゴート族民の傳承的王權なるものを否定したジーベルはテオデリッヒはヨルダネスの中に述べられて居るような König der Goten durch Geburt ではなく、彼の王權はイタリアを征服することによつて始めて「發生」(entstehen) した、東ゴートの王權はローマの官職から發展したもので、族民に對する關係から由來するものでないことを主

張する。彼の統率した族團は、ダーンが考へたような「Volk」¹⁰⁾と言はるべきものではなく、蠻兵の集合 (Konglomerat) に過ぎない、従つてテオテリッピは Volkskönig に非ず、本來 Heerführer たるに過ぎず bioszen Abenteuer im römischen Dienst に他ならぬ。此の見解はもと有名な彼れの Römertheorie の一部分をなすもので、純理に墮した其の説の正否は姑らく措き、警拔な彼の創見はゲルマニスト達に對して尠からず啓蒙的價値を發揮したものと言はなければならぬ。殊にテオテリッピの支配とオドアケルの支配との間の無變改繼續關係の説は今尙ほベリー氏が卓見として激賞し推服するところである。¹¹⁾

(1) Dopsch: Grundlage d. europäischen Kulturentwicklung, S. 40—67

(2) 植村博士著「西洋中世史の研究」六三一—四頁

(3) Jordanes: De origine actibusque Getarum I, VI, 288, M. G. H. auct. antiq. tomus I

(4) 十七世紀に發見せられた史料、完全には殘つてゐない。ラヴェンナの司祭マクシミアヌス (Maximianus) の作ならんとするワイツヤヘルツなどの推定が一般に承認せられて居る。内容上アミアヌス・マルケリヌス (Ammianus Marcellinus) 年代記を繼續するものと考へられて居る。テオテリッピを過貸する傾きがあるが彼の時代に關する重要な史料である。

(5) Anonymus Valesianus XII 57, Geschichtsschreiber d. deutschen Vorzeit, Prokop S. 377

(6) Prokop: Gothenkrieg I Geschichtsschreiber d. deut. Vorzeit

(7) *ibid.*

(8) Dahn: Könige d. Germanen Bd. II, S. 117

テオテリッピのイタリア支配

第十六卷 第四號 五七三

- (9) Prokop: a. o. A.
(10) Sybel: Entstehung des deutschen Königthums S. 289 ff.
(11) Bury: Invasion of Europe p. 199

二

テオデリッヒの王權の問題は、上述ジールベル及びダーン兩氏の相反する見解を中心として二個の陣營に分裂したまゝ、今日尙ほ歸一すべき卓説を見出さない。ダーン説は其の後ハルバン(Halban)やハルトマン(Hartmann)によつて支持せられたが、ジールベル説も現在尙ほその妥當性を喪つてゐない。現に獨逸ゲルマニア學者の權威として尊重せられるシュミット(Ludwig Schmidt)は此の問題に深く立ち入る事を避けて居るようであるが、實際は無條件にジールベル説に據り、但だ物議を醸し易い Königthum なる言葉に對して、此の場合甚だ曖昧なる *Lebensfrist* なる言葉を置き換へて居るに過ぎないのである¹⁾。

ジールベル説がバトリキウス、即ちローマの官職からゴート王への轉位を主張し「ローマ皇帝權のゲルマニ化」を説き、ダーン説が *Volkskönig* から *rex Italorum* への推移を主張し、「ゲルマニ王權のローマ化」²⁾を説く點に於いて兩者の見解は全く相容れざる正反對の立場を代表するものと謂はなければならぬ。然し乍ら兩説はその内容に於いて、その結論が示して居るような甚だしい距たりを有つものとは考へられないのである。思ふにダーン説は、テオデリッヒの王權に於いてゴート始源王權の直

接的なる、不可分離なる繼續をば主張すると雖も、王權のローマ化を極力縷説し、王權のイタリアに於ける本質的なる變化を承認する點、彼の立場はワイツ流のゲルマニ起源王權説とは一段の進歩を示せるもので較る最近のドブシュ説に近似するものがあることを見出すのである。現にドブシュはテオデリッヒの王權に就き、「族長の權能 (Befugniss des Stammhäupting) がローマの官職によつて昂められたもの」と説いて居る。³⁾ 是は即ち、あらゆるローマ制度の保存せられたイタリアに於いて、是等のローマ的統治機關の上に立ちローマ法に従つてローマ人のイタリアを統治したる、即ち形式に於いてはとも角、事實上インペラトールの權力をば行使した、テオデリッヒのローマ住民に對する關係が逆に彼のゴート住民に對する關係に作用してその王權に本質的なる變化を齎したと説くダイン説と全く一致するものである。更に所謂ゲルマニ王權の本質に關する所謂ドブシュ説、即ちゲルマニ王權は帝國との間に結ばれた foederati の關係によつて始めて創起 (schaffen) せられたものではなく既に先在 (vorhanden) せるものであり、ローマの影響は第二次的なものであるに作用 (einwirken) するけれども基因 (Ursache) とはならないと言ふ學說其者は、東ゴート王權に對するダインの立場をゲルマニ諸族民一般に擴充し、之を抽象的に言表したものに他ならないとも考へられるのである。

私は今茲でドブシュが「族長の權能」(Befugniss des Stammhäuptings) と言つて、敢て「王權」と言

はないことに注意し度い。此の些細な辭端にも吾々は氏の周密精到なる態度を見ることが出来るので

ある。ダーン説の弱點はヨルダネスやプロコピウスを過信して、テオデリッヒの Volkskönigtum を自明の事實として吟味せず、彼の傳統的權能を echte Königium であると考へたこと、及び彼の輩下の軍隊をば同じく純正なる Volk であると考へた點にあると思はれる。

イタリアに侵入した東ゴート族の民數が幾許なりしかに就いては、是を的確に示す史料がないので専門家の推定に任せる他はないが、而もその推定せられた人口は學者によつて相當の開きがある。ダーンは是を二十五萬と推算し、ホツジュキンが是を二十萬としたるに對し、シュミットの算定では、戰士二萬眷族を併せて總民數を十萬と見る。ジーベルが戰士一萬人として居るのは、彼の論旨を徹底せしむる目的から餘りに過少に見積つたものと言はなければならぬ⁶⁾。とも角總民數を上記の學者によつて十萬乃至二十萬と考へても、それはゴート全族の數分の一にも相當しないのである。尤も此の時期のゴート全族の民數を知ることが、その概算さへも吾々に許されてゐない。唯試みに類推を用ふれば、此の時より約百二十年前紀元二六九年にゴート族の大集團が帝國の東疆に攻撃を開始した時にはその人口は戰士のみが凡そ三十萬と當時の史料は傳へた⁷⁾。されば此の戰士を單位にした總民數の自然推定は百五十萬に登る。然し今此の示された數がローマ史料に有り勝ちな誇調であると考へ、且つその中には他の小異種族を含めることを考へ試みにその半數をとつても七十五萬である。人口の増加は此の期の蠻族に共通する一般現象であるけれども、是を度外視して約一世紀を隔てたテオデリッヒの

時代に移しても、彼が統率した族民は、嘗て帝國を脅かした族團の最低見積りの七分の一乃至は四分の一にしか當らないことが知られよう。

即ちダーンが主張して“Volk”と言ふところのものがヨルダネスの説くオストロゴートの全族を含むものでないことは勿論、恐らくジーベルの言ふ様にその一分派にも相當しないものであつたであらう⁸⁾。とに角彼等が分散族の一隊に過ぎなかつたことは今日多くの學者の認めて居るところと考へて差問へない。然しながら彼等の間に於けるジツペの血族的統制關係は、イタリアに定住した後にも尙はその存在を持續して居つたのであるから、此の分散隊と雖も、Konglomerat, Heerhaufen ではなく一つの *Gau* 若しくは *Phyle* を一括する團結であつたであらう。是は私見でなくベリー等の述べて居るところである。¹⁰⁾ されば彼等の間に、ダーンの主張する如く民族的團結 (*nationales Verband*) が認められるとしても、彼等の上に立つテオデリッヒの支配權は決して氏の言ふ如き *echtes Königstum* であり得ない。それをベリーに従つて *Gaukönigtum* と呼ぶか、若しくは *Drubshu* の如く「族長の權能」と呼ぶかは姑く措き、*Einkönigtum* でなかつたことだけは最早争ふ餘地がないと言はなければならぬ。

而も此の族長的權能若しくは *Gaukönigtum* がイタリアに入つて民族的團結と共に直ちに解消しアマリー家の高貴なる誇りは民族の追憶の裡より姿を沒して、唯ローマの官職とその雇傭者との關係の

みが發展して新なる王權と新なる民族とを發生せしめたと考へるのは、純理的思索の非現實性を吾人に感せしめざるを得ないのである。

ジーベル説の誤謬は、原始ゲルマニ的な *Gemüwese* が五六世紀の頃まで何等の變化なく存続し *Volksking* なるものゝ形跡が見出され得ないものと假定した假説の中に在る。この假説を立證するために史料の運用が嚴正を缺き、アノニムス・フレンシアヌスのみを過重してプロコピウスやヨルダネス其他の記述を無視してまでも結論を急いだことは、ランケ風の史料批判の精神に悖るものと言はなければならぬ。彼は又 *Gaukingtum* の性質を正しく理解してゐない。東ゴートの王權が、本來アマリー家の歴史的背景を負つて立つものであることは、それが或は *Gaukingtum* であつたと言ふことによつて否定し去られるものでない。テオデリッヒが後年(紀元五〇〇年)即位三十年祭 (*Tricennalia*) を催したとき、その祝典はフレンシアヌスの記述する所謂四九三年の *Königswahl* 即ちジーベルの東ゴート王國の成立の事件より起算せられないで、ヨルダネスの述べて居る即位の年より起算せられて居る。¹¹⁾ 此の事實はテオデリッヒのアマリー家傳承王權に對する自覺を示すもので、東ゴート王權がイタリアに入ることによつて始めて發生したものでなく、漂遊時代の *Gaukingtum* に根差して居ることを有力に立證するものでないであらうか。

然らば、謂ふところの *Königswahl* アノニムス・フレンシアヌス年代記が *sibi regem Gothorum*

confirmaverunt と記述して居るところの事實は何を意味するものであらうか、問題として残らなければならぬ。イタリアに於ける地位の確立は、テオデリッヒにとつて、民族的王權の確立を意味するものでなく、却て民族的限定の揚棄であつた。先に彼がイタリアに出發するとき、彼はオドアケル討伐の任務をば、ローマの官吏としてゼノ帝から委托せられた。然し皇帝の委托は、空位の西ローマから篡奪者を掃逐して正統の皇帝を置かんとする目的に出でたものではなく、東帝國へ侵入せんとするゴートの鋭鋒を他に轉せしむるための外交的辭令に過ぎなかつた。それでプロコピウスに據れば、彼は西歐をローマの支配のために恢復することを要求せずして、テオデリッヒ及び彼のゴートのために獲得せんことを慫慂したと述べられて居る。¹²⁾ 討伐の終了と共に彼は前述の如くビザンツに使節を派しイタリアに於ける彼の地位の承認を求めたのである。然るにビザンツに於いてはゼノ帝既に死し、後を繼いだアナスタシウス帝の方針は未だ定まらず、事實回答は容易に至らなかつた。既にイタリアに於いては新來族民の土地分割其の他の重要政務が進行しつゝある。テオデリッヒは他の族民國家やオドアケル殘黨に對する關係からも、イタリアの政務遂行に對する法的基礎確立の急務からも、何等かの方法によつて自己の地位を形式化する必要があつた。所謂の *Königswahl* は、ゼノ帝及びオドアケルの死を知り、ラヴエンナを奪取し得たテオデリッヒが不確なるビザンツよりの承認に先立つて自發的に採つたところの、支配權の正統化 (*Legitimierung*) に他ならなかつたと私は考へるのである。而も茲

に正統化せられた彼の支配權の性質たるや、最早やゴート族民の觀念を超越したイタリアの全的支配者であり、ダーンの言ふ如く「西ローマ皇帝の王的繼承者」(Königliche Nachfolger des abendländischen Kaisers) と稱するに當るであらう。プロコピウスは四九二年の項に於いて次の如く述べて居るのである。

Namen und Insignien des Kaisers anzunehmen, hielt er nicht für angezeigt, sondern hieß sich zeitweils "König" nennen——so pflegen nämlich die Barbaren ihre Heerführer zu bezeichnen ——: in Wirklichkeit war das Verhältnis seiner Untertanen zu ihm ganz wie zu einem Kaiser. So war Theoderich dem Namen nach ein Tyrann, in Wirklichkeit aber ein rechter Kaiser, nicht um Haaresbreite geringer als irgendeiner von denen, welche sonst diese Würde bekleidet haben.

- (1) Ludwig Schmidt; allgemeine Gesch. d. germanischen Völker S. 95 但し氏は他の場所に於てはダーン説に従つて始源
 王權の變遷を説き及ぶ (S. 93)
- (2) Dahn; Könige u. Germ. Bd. III, S. 23
- (3) Dopsch; Kulturentwicklung, S. 63
- (4) ibid., S. 59 und S. 67
- (5) Hodgkin; Italy and her Invaders Vol. III, p. 182
- (6) Sybel; Entstehung S. 291

- (7) Ludwig Schmidt; allgem. Gesch. d. germ. Völker S. 85
 (8) Sybel; a. d. A.
 (9) Dahn; Könige d. Germ. Bd. II S. 118 III. S. 416.
 (10) Bury; Invasion of Europe p. 178
 (11) *ibid.*
 (12) Prokop; Gothenkrieg, Geschichtsschreiber d. deut. Vorzeit, S. 4
 (13) *ibid.* S. 5—6

三

テオデリッヒはイタリアに於いて王 (rex) の稱號をとつた。彼の稱號は總ての彼の文書に於いて、Theodericus rex. と現れ、例外的に Flavius Theodericus rex の稱號が用ゐられて居る。フラウキウスとはローマ皇帝の家名を名乗つたもので、形式方面に現れた彼のローマ化を示す一例である。然し「ゴート人の王」(rex Gothorum) なる言葉は彼の文書に現れない。彼の稱號は常に王^{レルクヌ}の一語で表はされ、他の一切の修飾が省かれて居る。テオデリッヒは自國家の成子に對して常に包容的であら、異族、被征服者をゴートと區別しなかつた。オドアケルの殘黨ルギー族 (Rugii) その他のイタリアの先住ゲルマニは總べてテオデリッヒの下にゴート族と同等の意味に於いて臣下であつた。それで彼の稱號の「王」^{レルクヌ}とは、「諸民の王」(rex gentium)、若しくは「イタリア人の王」(rex Italarum) を内容するものだとの見解も成り立ち得なくはない。¹⁾ 然し此の王國の事情性質を深く考へるとき、彼が自らの地位

を唯 Theofeificus rex なる稱號を以て表し、此の單純なるタイトルの他に一切の修辭若しくは制限を排けたと言ふことは、此の様なゲルマニ族團の質的擴大、即ち族民側に於ける事情の變化によつて影響せられたと見るよりも、較ろイタリアのローマ住民との法的關係に由來するものと考へるのがより深き理由を有つた解釋であると考へられるのである。²⁾

ゴート人及び爾餘のゲルマニ住民は、イタリアにとつて等しく外來人 (Peregrini) たることに於いて變りはない。テオデリツヒの支配するイタリアには、ゴートの世界、若しくはゲルマニ住民の世界と、ローマ人の世界とが明劃な區別の下に並立せしめられて居つたことに吾々は注意しなければならぬ。テオデリツヒは此のイタリアのローマ的部分に對して *res publica Romana* と呼んだのである。³⁾

テオデリツヒとそのアマリー後繼者がゴート族をばローマ化せんとする教化上の羅馬主義を追趁したことは餘りにも有名なる事實である故に、彼等のイタリア統治政策其者が、ロマーニ・バルバリー兩住民の融合渾和を目的したかの如き誤解を誘發する虞がないではない。然し兩住民を止揚した第三の世界をイタリアに建設することはテオデリツヒの目的ではなかつた、却つて二つのイタリア、ローマ的なるイタリアと、ゴートのなるイタリアとの不可侵的並立が彼の終始意圖するところであつたのである。ローマの制度は此の複合國家のローマ的半分に於いて無條件に保留せられた。夫れは「古人の定制」(antiquorum instituta) に對する彼の無條件なる敬意、「古への定めを悦ぶ」(Delectamur vetustatis

invento)⁴⁾ 彼の好尚、「古へを模倣して倦まざる者は即ち今の世のいとも貴き始設者」(Antiquorum diligentissimus imitator, modernorum nobilissimus institutor)⁵⁾ なりとする彼の尙古的精神に基くものであつたと同時に、彼の理性から出た政策でもあつたのである。五〇〇年彼が始めて羅馬の都を訪れたときにも、彼はセナートゥス及びローマ市民に對して、あらゆるローマ制度の保存を誓つた。斯くて此のゴート王國にはゴート王權のローマ化と相並んで、ローマの制度と、官職と、法律と、否な更にあらゆる公共建造物、圓劇場、水道、浴場、公技、古代の生活の總べての存續があつた。res publica Romana は明るい太陽の下に蠻族王の支配を享樂した。それで此の蠻王テオデリッヒは、ローマ人からトラヤヌス或はフレンチニアヌスと呼ばれたとアノニムス・フレンチアヌス年代記は物語つて居る。恐らく當時ローマ市民の生活は、是等の皇帝の下に於けるローマ黄金時代の如く幸福であつたことであらう。

In dieser Weise herrschte er über Gothen und Römer (das gentes), und während er selbst zur arianischen Sekte sich bekannte, liess er doch den Römern, wie zu den Zeiten der Kaiser, ihre Gesetze, …………… Er unternahm nichts gegen die katholische Religion; dem Volke gab er circensische und andere theatralische Spiele, so dass er selbst von den Römern Trajan oder Valentinian genannt wurde—se ähnlich war seine Zeit der jener Kaiser,⁶⁾

オドアケルの率ゐたゲルマニ叛徒の要求は周知の如く、イタリアに於けるローマ住民の所有地の三分の一(tertia)を割取するに在り、ロムルス・アウグストゥルス帝を補佐したオレステス(Orestes)が此の要求を斥けたことによつて、オドアケルの革命と西ローマ皇帝の空位とが將來せられた。即ち多くの史家が「西ローマの滅亡」と呼んで謬つて世界史の一段落たらしめた事件である。テオデリッヒは此のオドアケル一派の割取した土地の全部を回收して新來のゴート族に配分した。之はテオデリッヒの行つた唯一の不正であるとプロコピウスは言つて居る。イタリアに於けるゴート族の土地分割の様式はブルグンド族のサブウチアに於ける場合の如くにはその詳細が明らかにせられては居らないけれども、他の族邦に比するときには史料も豊富に具つて居るので、その大體は從來ダーンやシュミットの様なゲルマニア學者によつて述べられたのみでなく、ハルバンなど法制史家經濟史家によつて細かい研究も行はれた。是等に就いては故植村博士の論文に充分に取り扱はれて居るので茲に絮説する必要はなからう。⁸⁾唯此の分割關係の分布を地域的に見る時、ゴート住民の土地占住は首府ラヴェンナを中心とする北イタリア及びアペナインの東の部分に限つて行はれ、シ、リア及び南イタリア、舊都羅馬の周圍及びカンパーニヤ地方一帯は新來蠻族占住の影響を蒙けることが殆んどなかつた様であるから、⁹⁾イタリアのローマ的部分の保全は此の點から見ても充分首肯せらるゝ事實でなければならぬ。

ゴート人は外來者^{ペレグリン}である故に市民權を有つことが出来ない。彼等の生活を規律するものはゴート私法であつてローマ法ではない。彼等は軍事に従事するけれども、平和の官職に就く權能を與へられない。同様にローマ住民は文政を掌どるけれども軍事に關與することが出来ない。此の複合國家の二つの世界に共通する法律(Jus commune)は、或る種の刑罰と兩住民間に可能な關係を規定した王の勅令(Edictum Theoderici)があるに過ぎない。而も此の條文は勅令^{エディクトム}であつて法律^{レククス}ではない。¹⁰⁾テオデリッヒの國家觀念の下に於いては、法律^{レククス}は唯ローマ法があり得るのみ。法律^{レククス}の發布はインペラトールの權能に屬し、王は此の權能を有たない。東ゴート王がブルグンド其の他の諸王の如く蠻夷法を殘さなかつたと言ふことは、彼の支配のローマ的性質を有力に示すものに他ならないのである。而もテオデリッヒの勅令に於いては、ゴート人とローマ人との通婚(Connubium)は嚴禁せられて居つた。¹¹⁾

ゴート住民とローマ住民とが此の様な嚴密なる並存關係に置かれて居つた一面に於いて、彼等の王テオデリッヒのローマ住民に對する關係は如何。彼はゴート住民の中の唯一のローマ市民(civis Romanus)であつた。同時に彼は東ローマに奉仕する官吏として、オドアケルの討伐は皇帝の委托によつて合法化せられたものであつた。市民であり官吏であるテオデリッヒの法的地位は、その限りに於いて本來ローマ住民と同等^{パイレ}でなければならぬ。テオデリッヒのローマ住民に對する支配權は理論上皇帝權によつて、それを通じて、始めて效力を有するものでなければならぬ。事實彼はビザンツ皇

帝の宗主權 (Oberhoheit) に對しては極めて從順であり、此の從順を表現するためには彼はあらゆる修辭を吝まなかつたのである。然るに東ゴート王權のローマ化は、支配權に於ける民族的制限を抛棄した。アマッリー家の支配權はローマ住民の上に擴大せられ、理論上のローマ市民は事實上でのローマ人の王^{クニグ}となつた。イタリアのローマ住民は、嘗てインペラートルに對して行つたあらゆる公的義務を此の蠻族王に對して履行した。即ちプロコピウスが “dem Namen nach ein Tyrann, in Wirklichkeit aber ein rechter Kaiser”¹²⁾ と述べて居る所以である。彼はゴートの衣服を脱いで古代王位の象徴である紫衣 (vestis regia) を纏つた。ヨルダネスは此のことを次の様に述べて居る。

te, tioguo anno ingressus sui in Italia Zenonemque Imperatorem consulu privatum abutum suaque
 gentis vestitum seponens insigne regio amictu, quasi iam Gothorum Romanorumque regnator,
 adsunxit.....¹³⁾

即ち彼は「既にゴート人及びローマ人の王なるかの如く」王的服飾を身に纏つたのである。彼の國土は「ゴート人の國」でなく、“regnum Italiae” と呼ばれた¹⁴⁾。彼は屬州からゴート支配下のイタリアに還つたローマ人に對して、「汝は再び祖國をローマの帝國に見出したのだ。¹⁵⁾ (ad romanum repatriavit imperium) と告げて居る。

テオデリッヒとローマ住民との斯の如き關係、ローマ法の妥當する世界に於いて、 “res publica

Romana”に於いて、インペラトールに非る支配者がローマ人を臣下とし、ローマの往時のまゝなる政治組織の上に立つ、それは大いなる不合理でなければならぬ。此の非憲法的、超憲法的關係、理論に悖る事實は如何にして形式化され得るであらうか。彼は茲にローマ法の語彙に無き「王」^{レックヌ}の稱號を見出したのである。¹⁶⁾此の稱號は「ゴート王」とも「ローマ王」とも限定若しくは修飾せらるべきでない。何となれば、「ゴート」なる言葉は爾餘のゲルマン住民に對する關係を含まない。更に rex Romanorumに至つては、ローマの世界に於いて凡そ不可解且つ怪奇なる、存在し得ない非合理物でなければならぬ。彼の地位を形式化する稱號は Theodericus rex より他に有り得なかつたのである。彼は唯、前にも述べた如く例外的に、教會及びセナトウスに對しての場合に限つてのみ、Theodericus Flavius rex と記した。是は彼がローマ的服飾を纏つたと同様、テオデリッヒのローマ心酔を示す一例に過ぎず、ローマ住民に對して蠻族支配の觀念を滅殺するシンボルとして役立つたに過ぎないのである。

テオデリッヒの王的稱號が、多くのゲルマニ族民國家に於けるが如く、ローマ化せられた專制的王權を示す單純なる王號に非ずして、インペラトールの繼承者としての自覺を伴ふところに、吾人は彼の支配が有つ大なる特異性を認め得るのである。此の點に於いて吾々はダーンと共に「西ローマ皇帝の王的繼承者」を云爲することが許されるであらう。

(1) Dahn: Könige d. Germ. Bd. II, s. 153 etc.

- (2) Bury; Invasion of Europe p. 197—8
- (3) Dahn; Bd. III, S. 254
- (4) Cassiodorus; Variae II 4, M. G. H. Auct. Antiq. tomus XII
- (5) ibid. IV 51
- (6) Anonymus Valesianus XII 57, Geschichtsschreiber d. deut. Vorzeit.
- (7) Prokop; Gothenkrieg, Geschichtsschreiber d. deutschen Vorzeit S. 5—6
- (8) 植村博士「西洋中世史の研究」一一二頁以下
- (9) Dahn; König d. Germ. Bd. III, S. 8 ff. Ludwig Schmidt; Allgem. Gesch. d. Germ. S. 96
- (10) Bury; a. o. A. p. 193
- (11) Ferdinand Lot; Fin du monde antique et le début de moyen âge. p. 282—3
- (12) Prokop; Gothenkrieg, Geschichtsschreiber d. deut. Vorzeit S. 6
- (13) Jordans; De origine actibusque Getarum. I. VII 295 M. G. H. Auct. Antiq. tomus I
- (14) Dahn; Kämpfe d. Germ. Bd. III, S. 261
- (15) Cassiodorus; Variae VII 18, M. G. H. Auct. Antiq. tomus XII
- (16) Bury; a. o. A. p. 198

四

東ゴート王權が在來する始源王權の連續であつて、帝國との關係によつて創起せられた異質的王權でないことは嚮に述べたところによつても、今日の定説と見て差闘ないが、帝國の國家理念の感化を最も直接に蒙け、その組織を直接に繼承した東ゴート王國に於いて、王權のローマ化が甚だ深刻であ

つたことは、王位王宮を繞る外形的粉飾の裡に現れた顯著な事例の數々に於いて具體的に看取するこ
とが出来た。同様に實質的にはゴート王權のインペラトール化、即ち專制化があらゆる方面に於いて
急激に遂成せられた。それはゲルマニ族民生活の原則である Volkstheheit の消滅を意味する。

嚮にオドアケルに仕へ、後ちテオデリッヒに重用せられて國政上顯要な地位を占めたローマ人カシ
オドールス (Cassiodorus) 及びリベリウス (Liberius) の兩人の中、前者は有名な Variac (state-Papers)
を編纂して東ゴート研究上最も重要な史料を吾人に提供する。Variac に收められた文書の中に於
いても、舊來のゴート王權と、イタリア支配權とが如何に懸け離れたものであるかと言ふことが處々
に示されて居るのである。

Imperiosa nihilum res est, *patries conscribibi*, pietas nostra, quando propria voluntate vincimur,
qui alienis condicionibus non tenemur: nam cum deo praestante possimus omnia, sola nobis
credimus licere laudanda. …………… Talia siquidem qualia promittimus eramus acturi, quia deo
debenus ista, non homini. (1)

是はテオダハード王 (Theodahadus) が羅馬のセナートゥスに宛てた書翰で帝政時代インペラトールの形式を踏襲して
元老院に對し *patries conscripti* と呼びかけて居る。その中には、強制力を有つものは國王個人の意志
(*propria voluntas*) であつて、彼は他の如何なる條件によつても拘束せられない、全能なる彼は神にの

み責任を負ひ、人間に對して義務を有たないと言ふ極端なる專制思想が、此のローマ人官吏カシオドールスの筆を通じて表明せられて居るのである。國家の意志行爲が其の成子によつていなく、王個人によつて代表せられると言ふことは、ゲルマン國家が移動期に於いて遭遇した最も本質的なる變化であると言はなければならぬ。東ゴート王の文書に於いて散見する自由 (libertas) なる言葉は、民族の追憶を修辭する誇らかな詞華麗句以外の何者でもない。自由の保證である民會は豪華なアマリー宮廷によつて代られ、貴族は事實上ラツェンナ宮廷の附屬物と化した。彼等は最早や傳統的な血 (Adelammung) による貴族即ち Volksadel, Geburtsadel ではなく、官職による貴族 (Dienstadel) として王の側近に奉仕することによつてのみ存在する。而も彼等はローマの地主貴族、資本家的貴族と共に一つの階級に融合した。²⁾ ゴート貴族とローマ貴族とは國王の前に對等でなければならぬ。異つた歴史は二つの貴族を區別するものとならないのである。

然し斯の如きローマ化的專制主義は本來ローマ住民に對してインペラトールの權能を行使したことによつて促されたものであるが、此の複合國家に於いて最もゴートの部分、即ちローマ住民を排除して居つた軍制に於いても吾人は尙ほ此の傾向を充分に認識することが出来る。

始源的ゲルマニ王權の中でも、統兵權 (Kriegshoheit) は本來最も絶對的なもので、殊にゴートやヴァンダルなど Ostgermanen の有力な民族に於いては、王權と軍隊との關係は極度に密接なるものが

あつた。さればゲルブリュックもその「戰術史」第二卷に於いて、テオデリッヒやガイゼリッヒ、アラリッヒなどの族王權をば Heerkönigtum と稱して是をメロウキング王權と區別して居るのである。³⁾ 従つて兵馬の權に關してテオデリッヒがインペラトール權適用の餘地は比較的尠かつたと見なければならぬが、而も宣戰媾和に關する族民の意志表示、即ち Kriegsrat の制度はテオデリッヒ及びそのアマリー後繼者の下に於いて廢絶し、唯國王の獨裁のみが是を決したのである。⁴⁾ 然し軍事に於いて現れたゴートのローマ化は、その統率權よりも較る制度、組織の方面に於いて興味深い事實が見出されるのである。ゲルマニに於ける戰時義務 (Waffenpflicht) と自由とは本來不可分離の關係に立つもので、戰時義務を代表するものは多く家族團體の長たる者である、その組織もフンデルトシャフトやタウゼントシャフトの血族的團結によつて構成せられて居つた。彼等の Heerverfassung に於いては、軍費は土地所有者である軍卒各個の負擔に屬し、族王若しくは國家は之に對して全く關慮しない、唯彼等は戰時鹵獲物に對して共同の分取權 (Anteil) を有つのである。イタリアに於ける東ゴート族の間でも軍隊組織の地主的血族的構成は喪はれなかつたけれども、支配者による軍資公給が行はれるに至つた事實は大いに注目すべきである。⁵⁾ 勿論此の軍隊に對する Staatsverpflegung の行はれた形式は、場合によつて一様でない。その好範例はラヴェンナの宮廷に置かれた衛兵 (domestici) の場合で、彼等は悉く蠻族出身の者であつたに不拘現金給付 (Barlohnung) による完全な賃傭形式が採られて居る。一般

Vollsheer に於いては是が通貨によつて行はれた場合は較る稀で、且つ定期給付ではなかつたけれども、ゲルマニ的形式の下に實質上は公給制度が行はれて行つた。斯様にローマ風の Soldsystem が軍隊の組織に適用せられたことは、土地分割を以て軍組織を構成するを原則としてゲルマニ族民國家に於いて全く類例を見ざるところである。⁶⁾ 斯如き軍隊の Besolung と相並んで、原始ゲルマニの武器自給の慣習も破れて行つた。ローマ帝國の武器庫 (arsenal) は保全せられて武器の國家による公給が行はれたことはダーン及びデルブリュックの既に指摘して居るところである。⁷⁾

然し乍ら上に述べた様なローマ化的専制主義はテオデリッヒ及びアマリー家支配者の場合に限つて認められるところであつて、非アマリー支配者の下に於いては、再びゲルマニ本來の Volkssouveränität Staatsgenossenschaft の原則に立戻らんとする傾向が旺んに動いて居つたことは閉却せられてはならない。即ちウキチギス (Witigis) とウテヤ (Teja) に至る所謂 Walthkönige の下に於いては、Kriegsrath が再び復活せられ、ビザンツやフランクに對する政策方針は總べて族民會議や貴族の承認を経て遂行せられたのみでなく、アマリー家諸王がインペラトールの相續形式を模倣してその世襲制度を一層專制的な形に置いた後繼者指名制 (designatio successoris) が破壞せられ、王位は再び族民會議及び貴族の會議によつて決定せられると言ふ純正なる原始ゲルマニ的王政に復歸したのである。⁸⁾ 即ち没落に臨んだゴート族民の内に覺醒たものは原始的な自由を中心とする民族主義反ローマ的精神であつたので

- (1) Cassiodorus; *Variar. X. 16* *Senatus urbis Romae Theodahadus rex M. G. H. Auct. Antiq. tomus XII S. 308*
- (2) Dahn; *Könige d. Germ. Bd. III, S. 37*
- (3) Hans Delbrück; *Geschichte des Kriegskun. t Bd. II, S. 311*
- (4) Dahn; *a. o. A. S. 248 ff.*
- (5) *ibid. S. 66—81*
- (6) Hans Delbrück; *a. o. A. S. 342—3*
- (7) Dahn; *a. o. A. S. 62—65*
- (8) *ibid. S. 248—9 und 308 ff.*

五

ローマ制度の保存は、テオデリッヒのローマ文化其者に對する敬慕の現れであると考へるよりも、較ろ彼がイタリア統治上の政策に屬せしむべきであらう。ギボンやその他の史家が是を總べてテオデリッヒのローマ讃仰に歸したのは誤りであるとダーンは述べて居る。ギボンの「羅馬衰亡史」が較ろ多量と言はるべき頁數をテオデリッヒ及び東ゴート諸王の支配に傾注して居るに不拘、吾人が之に満足することが出来ないのは、一つにはエンノヂウス (*Ennodius; Panegyricus*) など事實性の乏しい修辭的史料を驅つて印象的な描叙を試みたことに由來して居る感が深いのである。私は今テオデリッヒ自身が表示したローマ文化に對する心酔、古代に對する憧憬の一面をば、主としてカシオドルスの提供す

る史料に就いて瞥見し度いと思ふ。然しながら斯様な感情は本來蠻族支配を意識することによつてこそ生れるべきものであつて殊に史家によつて「最後のローマ人」(der letzte Römer)と呼ばれるカシオドールスによつて筆を執られたもの——テオデリツヒが無學であつたことはアノニムス・ワレシアヌス年代記などの語つて居るところで、彼は自己の署名さへ満足に出来なかつたと謂はれる。彼の名によつた文書は總べてカシオドールスの執筆せるもの——であるから、ローマ人たる筆者自身の感情を表現せる部分も固より尠くないであらう。然しながら此の當然の推想を極端化して考へて見ても、此の史料が遽かにその價値を滅殺するものとは考へられぬ。夫れは基督教的、終末觀的な没落思想に反して、現實のローマ人が如何に明朗にして樂天的なるローマ觀を抱いて居つたかと言ふ事實を吾々に開示するものではないであらうか。

テオデリツヒは「永遠の都」羅馬を如何に見たであらうか。此の都の豪華を最も美しい詞で嘆美した者は、帝政時代の詩人に非ずして此の蠻族王テオデリツヒであつたと謂はれる。

「羅馬は美辭の饒かなる母、あらゆる徳の計り知れざる殿堂、何人にも遠疎なり能はざるものなれば凡そ人の感謝に堪ふべし。」

“nulli sit ingrata Roma, quae dici non potest aliena, illa eloquentiae fecunda mater, illa virtutum omnium latissimum templum.”²⁾

「聖なる都」(sacra urbs)、「並びなみ都」(urbis eximia)、「幸福なる羅馬」(Felix Roma)、「それは世界の頭でありその類ひを求めることが出来ぬ。(quam constat in mundo simile nihil habere)」³⁾

羅馬が娛しみ、然る後世界が娛しむ、羅馬の市民の悦樂と満足とはゴート王とその臣下にとつては貴金よりも更に貴く、羅馬の都を護ることは、國政を掌ごることよりも以上の任務であると述べられて居る。

“Quia gravior nobis est laetitiae fauensis populi Romani quam copia pretiosissimi metalli.”⁴⁾

“Revoceat nunc ad laetitiam pristinam animos Romani nec nobis credant placere posse nisi qui eos eligunt modesta acquirere tractare.”⁵⁾

テオデリッヒがラヴェンナに都したのは羅馬に對する敬意からであつたと謂はれる。⁶⁾ 彼はその少壯時代をば東の都ビザンツに人質として育つたのであるが、始めて西の都羅馬を訪れたのは、彼がイタリアに入つて約十年を経た五〇〇年であつた。その光景は宛ら皇帝の入市の如くであつたといふ。セナートルやビシヨツプ、羅馬市民は町の入口のアニオ川の橋や mons Martius の麓に此の蠻族王を出迎へた。⁷⁾ 彼は眞先に聖ペトロのバシリカに歩を運び宛らカトリック信徒の如く使徒の墓に深い祈りを捧げた。⁸⁾ 然る後彼は荒廢したバラチノの丘に登つてインペラートルの宮殿に旅装を解き、旺んなる公技を催して市を賑はした。ドミチアヌスの建てたセナートゥスの壇上に登つて彼はセナートゥス

及びローマ市民に慣れない拉典語であらゆるローマ制度の保存を誓つた。有名な哲學者ボエチウス (Boethius) は彼にバネジリックを捧げた。彼が最初に聖ペテロのバシリカを訪ふたことは注目に價する。三百年後のカールは固より中世の皇帝は孰れもその羅門入市に於いて、劈頭に訪れたものは此の聖ペテロのバシリカであつたのである。⁹⁾

此の時テオデリッヒを迎へた群衆の中の一人で、ワンダルの支配を逃避して羅馬に來たアフリカのモンク、フルゲンチウス (Fulgentius) の傳記は、此の時の羅馬市民の旺んなる歡喜を眼のあたりに見、民衆の叫びを聽き、世界の豪華の如何に壯絶なるかを始めて知り、「地上の羅馬が斯くも輝やかしき光りを放つものなれば、天國のエルサレムは如何ばかり美しからざるべき。」と嘆じたと言はれて居る。¹⁰⁾

羅馬の都の保全のためには彼は如何なる勞力費用をも惜まなかつたようである。古代の記念物を曠賞する言葉や、是が修復に當つた技術者に對する激勵の辭は Variae の中に無數に收められてゐる。

羅馬の praefectus urbi は年々巨額の營繕費を給付せられ、而も是が使途に就いては王の嚴格なる監督を受けた。¹¹⁾ アキダクトの維持のためには comes Formarum urbis なる特殊の官職が設けられ、ポンペユス劇場の修理はセナトールでバトリキウスを兼ねたシンマコスに委托せられ、ワンダルによつて荒掠せられたバラチウムの修復のためには酒税が之に當てられた。¹²⁾ 此の様な事例はローマ以外、否なイタリア以外の屬州に於いても多く見掛けられることで、是に奉仕することは「光榮の仕事」である

と置かぬべき。

Gloriosum opus est servient, unde romana civitas probatur ornari,..... nusquam Majore laude virtus agitur, quam si recte Roma tractemur. ¹³⁾

(1) Dahn; Könige d. Germ. Bd. III, S. 254 Anmerkung

(2) Variae IV 6 Symmacho patricio Theoderix rex, M. G. H. Auct. Antiq. tomus XII S. 117

(3) *ibid.* X 18

(4) *ibid.* VI 17

(5) *ibid.* IX 17

(6) 此の點に就いては色々な説がある。最も普通の説は、彼がラヴェンナに都したのは、族民の住地が主として北イタリアで、あたためておけることである。茲に記したのは Gibbon; Decline and Fall of the Roman Empire の説であつて、ギブソンは帝政末期の皇帝の residence がラヴェンナに在つたのづゝ、それをテオデリッヒが踏襲したのたと考へて居る。Lot; Fin du monde antique は之に對して、彼が羅馬に都せしむラヴェンナに都したのは皇帝に對する謙遜から出たものである如く説して居る。

(7) Gregorovius; Geschichte d. Stadt Rom im mittelalter, Schillhanns Ausgabe, Bd. I, S. 165

(8) *ibid.*

(9) *ibid.* S. 166

(10) *ibid.* S. 187

(11) Dahn; a. o. A. S. 170

(12) Gregorovius; a. o. A. 172

テオデリッヒのイタリア支配

第十六卷 第四號 五九七

(13) Variae I 25 et III,

六

自らを皇帝の奴僕であり子である (ego qui sum servus vester et filius) と稱したテオデリッヒは、ビザンツ皇帝アナスタシウスに宛てた書翰に次の如く述べて居る。

Regnum nostrum imitatio vestra est, unici exemplar imperii..... qui quantum vos sequimur, tantum gentes alias anteuimus. Additur etiam veneranda Romanae urbis affectis a quo segregari nequeunt, quae se nominis unitate iunxerunt. Romani Regni unum velle, una semper opinio sit.¹⁾

是は恐らく彼が單なる外交辭令と見らるべきではないであらう。「吾が支配は貴下の模倣、唯一なる帝國の模型なり」とは彼の理想を示すものでなからうか。彼はバトリキウスのシンマコスに宛てた書翰にも「古へを模倣して倦まざる者は今の世の最も貴き建設者」と述べた。²⁾ エストウナ (Estuna) の住民に都市の修復を命じた勅令の中にも、「吾人は固より新しきものゝ建設を思はざるに非ず、されど古きものゝ保存は更に是にまさるものあり。蓋し大なる賞讃は創建よりも守舊によつてこそ得らるべければなり」(Propositi quidem nostri est nova construere, sed amplius vetusta servare, quia non minorem laudem de inventis quam de rebus possimus adquirere custodiis.) と述べられて居る。³⁾

テオデリッヒの支配を特徴付ける法治主義も、斯様な彼の尙古精神及びローマ主義と切り離して考

へることが出来ぬ。

東ゴートの他族に對する優越は彼によつて屢々表明せられて居ることであるが、此の優越感は法の支配にその根底を有つものである。北方の國家に於いて支配するものは權力(*Revalle*)である。然るにイタリアに於いては“*civitas*”が尙げられる。*civitas*とは廣義の場合、文化、教養を意味しなくはないがテオデリッヒの支配下に於いて、夫れは特に法に對する遵從を意味する。秩序の支配である。テオデリッヒはゴート民族をば、ローマ人と蠻族との間に立つて *civitas* を守護する者として賞讃した。(Gotorum laus civilitatis custodia) ゴート族が傳來の武勇の譽れを保持すると共に、ローマ人の智慮(*prudentia*)をも採り、二重の徳を以つて、正義(*justitia*)と法とに對する服從により荒んだ蠻族の諸國家から權力の支配を除く、⁴⁾是が彼の法治主義の一つの理想であつた。ゴート人は武器に通曉すると共に秩序(*aequitas*)を尙げ、戰鬪的である一面に於いて、ローマ人と偕に法に隨つて生活する。それは他族に類を見ざるところであると言ふ自意識がゴート王の支配の中に強く現れて居るのである。

sic enim Gothos nostros deo juvante profuximus, ut et armis sint instructi et aequitate compositi.
hoc est, quod reliquae gentes habere non possunt : hoc est quod vos efficit singulares, si assueti
bellis videamini legibus vivere cum Romanis.⁵⁾

此のゴート族民優越の意識から、テオデリッヒが東ゴートの國家を以てローマ文化と蠻族世界とを結ぶ紐帶たらしめんとする遠大な抱負を抱いたと言ふことが既に屢々學者によつて指摘せられて居る。實際彼がフランク、ツリンギー、ワグナル、西ゴート、ブルグンド等有力な族民國家との間に姻戚關係によつて結んだ外交網は、ビザンツ及びフランクの新舊兩勢力に對する國防安定と言ふ政治的意味以外に、斯様な彼の文化的抱負と結び付けて考へられなくてはならないようである。是等の事例に就いては既に故植村博士の遺篇⁶⁾に於いても示されて居る事柄であるから茲に重複する必要はない。テオデリッヒは、單なる族王に非ず、インペラトールの繼承者でありイタリアの支配者であると言ふ自らの地位を、事實、北方の蠻族國家に對した場合に於いて特に深く意識した様で、テオデリッヒの姪がツリンギー王ヘルミナフリドウス (Hermiafridus) に嫁する時に彼が與へた有名な書翰の中にもツリンギーの族王的血統が今や皇帝の血によつて一段と光輝を増すであらうと述べられて居るのである。

Desiderantes vos nostris aggregare parentibus neptis caro pignori propitia divinitate sociamus,
ut fui de regia stirpe descendenti, nunc etiam longuis claritate imperialis (Hannali) sanguinis
gulgeatis.

却説、civilitas は「現代の訓練」(nostris temporis disciplina) と呼ばれ、國王は auctor civilitatis を以て自任した。然し「敬ふべき古法の權威」(priscarum Cegum reverenda auctoritas) は時として王の意志

の上に立つ。生活規範の最高の典據はローマ古法 (Prisca Coeque) であつた。「吾々の法は古人の定め (antiquorum instituta) の反映」に過ぎぬからである。即ち吾人はテオデリッヒの支配に於ける civitas も亦 antiquitas を根底とすることを知るのである。古法に準據して王意に反することは必要の場合 quaestor に對して許容せられることであつた。⁹⁾ 法の世界に於ける古代保存は屢々繰返される、"jus veterum reverentia custodiri debet" の言葉によつてアマリー家の支配を通じて絶えず確保せられたのである。

- (1) Variae I 1, Anastasio Imperatori Theodericus rex.
 - (2) *ibid.* IV 51, Symmacho patricio Theodericus rex.
 - (3) *ibid.* III 9, possessoribus defensoribus Estunis consistentibus Theodericus rex.
 - (4) *ibid.* III 23, Colosso comiti Theodericus rex.
 - (5) *ibid.* VII 25, Formula epistulae, quae ad commendandos principes comiti destinatur.
 - (6) 植村博士「西洋中世史の研究」一八七一―一八頁
 - (7) Variae IV 1, Herminafrido Pegi Thoringorum Theodericus rex.
- 但し imperialis の項異本あり、M. G. H. 校訂本ペロ Hamali となつて居る。
- (8) *ibid.* II 23
 - (9) Dahn; Könige d. Germ. Bd. III S. 267

結 論

諸族民國家との關係や、カトリック教會との關係など重要な問題をば除外した本篇はテオデリッヒの支配を取り扱ふものとして極めて一面的なるを免がれない。本篇は又問題の性質上、彼の支配に於けるローマ的なるものを多く追求せざるを得なかつたけれども、筆者は彼の支配の全意義が所謂る古代文化の一時、留保に懸るものと思惟する者でない、却て斯様な見方に對して賛同することが出来ないのである。私は今本篇の意圖を重ねて瞭らかにして置き度い。古代世界帝國が西歐的新民族社會への轉形過程に於いて、ローマ風ゲルマニ風社會安定の前階としての族民國家建設の時期に於いて、イタリアと族民國家とは如何なる關係に立つたであらうか、是が私の検討せんと欲した中心問題である。族民國家社會の特殊なる場合として、皇帝廢絶後のイタリアをば考へたのである。ソルボンヌ大學教授ロー氏が一九二七年公にした著述「古代の終中世の始」[Ferdinand Lot; Ca fin du monde antique et la début de moyen âge]なる一書は、その排序に於いて筆者に内容以上の満足を能ふるものがある。氏は此の著の第三篇に於いて、第一章 *l'Italie après la disparition de l'Empire d'occident* なる章下にテオデリッヒの支配を説き、第二章 *persistance des Formes politique romaines en occident* に於いて爾餘の族民國家が一括して手際よく概述せられて居る。

ユスチニアヌス皇帝のイタリア恢復は、ローマ帝國の理念に照して正當なる要求である、ゴート

王より皇帝へのイタリアの復歸である。されば彼の事業は征服 (conquista) と呼ばれないで、恢復 (Reconquista) と名付けられて居る。¹⁾ ベリーもユスチニアヌスのゴート征服とアフリカ征服とを區別して、後者が喪はれた獨立屬州の恢復であるに對して、前者を留保せられた主權の再發動なるかの如く説いて居る。²⁾ 是は理論上正當なるが如く見ゆるけれども、果して斯くの如く區別することが事象の本質をよく把握し得たるや否やに就いて私は疑義なきを得ない。本來ユスチニアヌスの治世はローマの支配の復興に非ずして、本質的に全然新らたなる國家の基礎確立を完成したものである。彼の下に膨脹したところの帝國は、既に吾人が觀念するところの古代的或は中世的意味に於ける帝國でなくギリシヤ的オリエント的基礎の上に成り立つた異質帝國であつて、較るギリシヤ帝國或はビザンツ帝國と呼ばれるのが正當であることは周知の如くである。然るにギリシヤ・オリエントの世界は古代ローマの實質を喪つたとき、恰もその精神的遺産なる法律を體系付けたと同様に理想的形骸のみを把持して「西の都」を恢復せんとした。western Europe の概念が既に固定しつゝある時代に於いて、イタリアはゴート王の下に於いて、ユスチニアヌスの下に於けるよりもより眞實のイタリアであり、羅馬は皇帝の都府であるよりも較るビシヨップの都府でなければならぬ。かるが故にユスチニアヌスの事業は「有名無實」に終つた。所謂「恢復」なる事實は、その實質に於いて無自覺なる正統主義の「侵略」であり、歴史の發展に溯行せんとする傳統の一發現でないであらうか。ゴートの支配が若しより永く繼

續し得たならば彼等は夙く「イタリア人」をば形成したであらうと述べたダーンの言葉は架空なる臆測でないかと考へられるのである。³⁾

テオデリッヒは又カール大帝と對比せられて居る。それは兩者の政治的活動に類似點が見出されるのみでなく、最初のローマ帝國のゲルマン的繼承者として兩者が互ひに聯想せられるからであらう。⁴⁾吾人はテオデリッヒに就いて「ローマ帝國の王的繼承者」を云爲すると同様の正常さを以つて、「ゴートの基礎に立つドイツ皇帝」若しくは「神聖ローマ皇帝のアリアニズム的先驅者」を言爲し得るかも知れぬ。ブライスはテオデリッヒの支配が遂に中世帝國を導出しなかつた理由を述べて、西歐の統一安定の機が熟してゐなかつたこと、彼が異端信仰者であつたこと、⁵⁾を述べて居る。惟ふにブライスは尙ほ二つの場合に於ける本質的な相異を看過して居るのではなからうか。カールの受け繼いだ帝國は加特力化せられた帝國、即ち觀念化せられた帝國である。端的に言へば教會のためのローマ、十字架を背後に擔へる世界支配の理念である。然るにテオデリッヒの受けたローマはローマの故地でも廢墟でもない、現實のローマ、滅亡せざるローマであつた。彼は觀念上のローマ、幻影のローマを識らなかつたのである。(完)

(1) Ferdinand Lot: Fin du monde antique et le début de moyen âge. p. 298

(2) Bury: a. o. A. p. 207

(3) Dahn: Könige d. Germ. Bd. III, S. 23

(4) Bryce: Holy Roman Empire. p. 70

(5) ibid.